

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会（第2回）議事録

日 時：平成19年9月12日（水）14：00～

場 所：総務省第4特別会議室

【森下委員長】 委員長を仰せつかっています森下でございます。

それでは、定刻となりましたので、これより独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立委員会の第2回会合を開催いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては大変ご多用の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、本来でしたら増田大臣からごあいさつをいただく予定でしたが、本日、大臣は公務多忙によりまして本委員会へのご出席が難しいということですので、開会のごあいさつは省略させていただきます。

それでは、事務局より本日の委員会の説明をお願いいたします。

【事務局（淵江課長）】 まず、本日の資料の確認をさせていただきます。クリップをはずしていただきまして、議事次第と書いてあります表紙がございますが、その後、配付資料の目次、資料1、資料2-1、2-2、資料3、4、参考資料、あと、席上配付資料で設立委員会規則等をクリップでとめて席上に置かせていただいております。ご不足はございませんでしょうか。

では、続きまして、人事異動に伴いまして、8月7日付で設立委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

前総務省総務審議官、有富寛一郎にかわりまして、総務事務次官、瀧野欣彌でございます。

【瀧野委員】 瀧野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（淵江課長）】 前財務事務次官、藤井秀人様にかわりまして、財務事務次官、津田廣貴様。

本日は、財務事務次官の委任を受けまして、大臣官房参事官、池田篤彦様にご出席いただいております。

【池田委員代理】 代理でございます。

【事務局（淵江課長）】 したがいまして、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機

構設立委員会規則第8条第2項の規定に基づきまして、6名の設立委員全員のご出席をいただいているものとみなしまして、委員会規則第6条によりまして、本日の委員会は有効に成立しているということをご報告させていただきます。

なお、事務局側も今回の設立委員会から人事異動がございましたので、ご紹介いたします。

私の右の方から、総務省総務審議官の鈴木康雄。

【事務局（鈴木総務審議官）】 よろしくお申し上げます。

【事務局（淵江課長）】 郵政行政局長の橋口典央。

【事務局（橋口郵政行政局長）】 橋口でございます。よろしくお申しいたします。

【事務局（淵江課長）】 私の左側でございますが、郵政行政局貯金企画課調査官、竹村晃一。

【事務局（竹村調査官）】 よろしくお申しいたします。

【事務局（淵江課長）】 以上でございます。

では、委員長、議事の進行をお願いいたします。

【森下委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

まず、議事「(1) 郵政民営化法第187条の第1項の準備行為として行う契約の締結について」に入らせていただきたいと思います。

本年4月27日付で日本郵政株式会社から政府に対し認可申請された日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画は、9月10日に認可をされたところであります。

事務局にお伺いいたしますが、認可後の本計画の機構関連部分及び添付された各契約は、前回ご説明いただいた内容と比較して、大きな変更はございましたでしょうか。

【事務局（淵江課長）】 実施計画の機構関連部分及び各契約につきましては、前回ご説明させていただきました内容と比較して、大きな変更はございません。

【森下委員長】 ありがとうございます。

前回の設立委員会において、実施計画が大きな変更がなく認可された際には、本委員会としても、計画に添付された各契約の締結などの準備行為を行ってまいりたい旨、ご了解をいただいたところであります。これにより、各契約の締結を進めてまいりたいと思います。

設立委員が締結した契約については、郵政民営化法第187条第2項の規定に基づき、

機構設立時に機構が締結した契約とみなされることとなります。

契約の締結に当たっては、設立委員会の委員長である私が設立委員を代表して、株式会社ゆうちょ銀行の準備会社である株式会社ゆうちょ及び株式会社かんぽ生命保険の準備会社である株式会社かんぽを相手方とし、各契約を締結することとし、締結手続については私にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【森下委員長】** ありがとうございます。

次は、議事「(2) 簡易生命保険責任準備金の算出方法書の認可申請(案)について」となっております。

簡易生命保険責任準備金の算出方法書につきましては、郵政民営化法第156条第1項において、設立委員が作成し、総務大臣の認可を受けることとなっております。

これについて事務局に原案をご準備いただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

**【事務局(鈴木監理官)】** 本件につきましては、保険計理監理官の鈴木の方から説明をさせていただきます。関係の資料は、お手元の資料2-1、資料2-2でございます。

資料2-2は認可申請書でございますが、説明につきましては資料2-1「算出方法書の概要」の方を説明させていただきたいと思います。

資料2-1を1枚おめくりいただきまして、1ページ目、「簡易生命保険責任準備金の算出方法書について」というところがございます。1の「概要」にございますように、簡易生命保険責任準備金の算出方法書と申しますのは、日本郵政公社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継をいたしました旧簡易生命保険契約に基づく保険金等の支払に備えるために機構が積み立てる準備金の計算方法を定める書類でございます。

具体的な記載事項といたしましては3つございまして、簡易生命保険責任準備金の計算の方法に関する事項、簡易生命保険契約者配当準備金の計算の方法に関する事項、その他保険数理に関して必要な事項ということでございます。

その他保険数理に関して必要な事項につきましては、既発生未報告、すなわち死亡などの支払事由が既に発生しているのですが、その報告を機構がまだ受けていないというものに対する支払備金として積み立てる金額を推計する計算方法を記載しているということでございます。

2の「作成の考え方」でございますが、機構の簡易生命保険責任準備金の算出方法書の

記載内容は、公社時代の簡易生命保険責任準備金の算出方法書と同じでございます。ただし、再保険を付した部分、機構は承継しました保険責任のすべてにつきまして、かんぽ生命保険に再保険ということで出再することにしてありますが、再保険をした部分につきましては積立てを行わないということを規定しております。これは、再保険を付した部分につきましては、再保険の相手方におきまして責任準備金の積立てを行うということでございます。

3の「総務大臣認可について」でございますが、簡易生命保険責任準備金の算出方法書の作成、変更にあたりましては、総務大臣の認可が必要ということになっておりまして、特に、機構の設立時の算出方法書につきましては、設立委員が作成をして総務大臣の認可を受けるといったことが、郵政民営化法に規定されてございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の2ページ目でございますが、「簡易生命保険責任準備金等と根拠法令について」ということで、旧簡易生命保険契約の債務履行のために負債として積み立てる準備金の概要をお示ししております。個別の説明につきましては省略をさせていただきたいと思いますが、先ほどご説明した支払備金につきましては、一番下の欄に説明が書いてございます。

それから、3ページ目、最後のページでございますが、関連の条文を参照条文として付けてございます。このページについても、説明は省略をさせていただきたいと思います。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。

**【森下委員長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、簡易生命保険責任準備金の算出方法書の認可申請（案）をただいまの原案どおり決定をさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【森下委員長】** ありがとうございます。原案どおり決定をさせていただきます。

また、算出方法書については、直ちに総務大臣に認可申請したいと思います。認可申請に当たっては、設立委員会の委員長である私が設立委員を代表して行うこととし、認可申請手続につきましては、私にご一任をいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【森下委員長】      ありがとうございます。

続いて、議事「(3) 総務大臣への設立準備完了の届出(案)及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の長となるべき者への設立に関する事務の引継ぎ(案)について」でございます。

10月1日の設立に向けた準備行為が完了したときは、本設立委員会は、独立行政法人通則法第15条第2項の規定に従いまして総務大臣に届出を行い、理事長となるべき者に事務を引き継ぐ必要がございます。これについて、事務局より原案をご準備いただいておりますので、ご説明願います。

【事務局(淵江課長)】      資料3と資料4についてご説明させていただきます。

資料3につきましては、設立委員会の委員長である森下委員長から、総務大臣あてに郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立の準備が完了したということをお届けするための書類でございます。

続きまして、資料4につきましては、設立委員会の委員長から機構の理事長となるべき者である平井正夫様へ、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立に関する事務を引き継ぐための書類でございまして、概要といたしましては、資料4の記1に書かれてございますように、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の概要、これは前回もご説明させていただきましたし、実施計画に書かれた概要をまとめてあるものでございます。

記2につきましては、先ほどご説明いたしました資料3と同様の設立準備完了の届出でございます。

以上でございます。

【森下委員長】      ありがとうございました。

本届出及び引継ぎは、簡易生命保険責任準備金の算出方法書が総務大臣の認可を受けた後、設立委員会の委員長である私が設立委員を代表して行うことといたしたいと思っております。具体的な手続は私にご一任いただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【森下委員長】      ありがとうございます。

これで、本日の議事はすべて終了ということになるかと思っております。

本日の会をもって、設立委員会の最終会合といたしたいと思っております。最後に、機構の理事長となるべき者である財団法人日本データ通信協会、平井理事長から、一言ごあいさつ

をお願いいたします。

【平井理事長】 平井でございます。このたび、機構の理事長を拝命する予定ということでございます。設立手続きにつきましては、本日、設立委員の皆様方のご尽力によりまして、ようやく設立準備が完了されました。大変感謝をさせていただきたいと思っております。10月1日の機構の発足に向けて、種々準備を進めさせていただきます。

機構については、いわゆる旧契約という9月いっぱいまでの郵便貯金と簡易生命保険を管理すること、いわば郵便貯金と簡易生命保険という全国民がご利用いただいていたサービスについて、基本的には9月丸々いっぴいのぶんまで、全部管理責任を負うということ、大変重大な責任があるものだと考えております。実質的な仕事は、新しく日本郵政株式会社のもとに設立されるゆうちょ銀行、かんぽ生命保険等によってなされることとあります。しかしながら、現実には非常に大きな差異がまたあるのではなかろうかというふうに考えております。民営化というのは、ある意味では大きな差異をつくるために実施された行動なものですから、ある意味では差異ができることとなるでしょう。それが国民利用者、契約者に不利益をもたらすようなことがあってはならないと国会議決や付帯決議等でも再三言われておるところでございます。

私といたしましても、法律の規定に従って、職務をはたすべく最善をつくす所存です。骨格はすべて法律で定められて、細部等についても、本設立委員会ですとか、あるいは総務大臣からの認可ということで定めておるわけでございますが、その内容をきちんと踏まえて齟齬がないように、また、効率的な運用、あるいは積極的なディスクロージャー、あるいは法令の遵守等、10月1日からということなのですが、これから職員になる皆さんともども、微力ではございますが全力を挙げて責務を果たしていく所存でございます。

設立委員の皆様方におかれましては、これまでいろいろ応援をさせていただいたところでございますが、引き続き皆様方のご援助をお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

【森下委員長】 平井様、ご丁寧なあいさつ、ありがとうございました。

あと、事務局から連絡はございますでしょうか。

【事務局（淵江課長）】 本委員会のプレス対応につきましては、委員会終了後、事務局において議事内容を簡潔にまとめて、委員長のご了解をいただいた上で、議事概要として速やかに公表したいと考えております。

また、議事録につきましても、事務局において取りまとめ、委員の皆様方にご確認をい

ただいた上で、設立委員会規則のとおり公開とさせていただきます。

さらに、会合資料につきましても、席上資料を除く会合資料につきましても、委員会規則のとおり、適宜の方法で公開させていただければと思っております。

本日の会合が最後でございますが、皆様方におかれましては、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

**【森下委員長】** 他になければ、以上をもちまして、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会の第2回会合を終了させていただきます。本日は、皆様、大変ありがとうございました。